

## 市立長浜病院大規模改修事業仕様書

### 工事趣旨

市立長浜病院の本館は竣工後20年が経過し、適切な医療施設の提供が日々の維持管理や部分的な修繕では困難な状況となっている。そのため、医療施設の健全な運営を行うためにも大規模改修が必要となる。すでに、手術や救急部門および集中治療室などは診療支援棟を増築し、本館の高度医療施設の移転・増強を実施している。つづいて、本工事では本館病棟の最適化を行うための大規模改修、及び、自家発電設備・昇降機設備等の改修を行う。

病棟の大規模改修工事は、本館2病棟を休床病棟とし、病棟ごとに改修・移転を繰り返し、3階から7階（3東、7東病棟を除く）の9病棟の設備を含む内装改修と、本館高層棟の外装改修を行うものとする。

自家発電設備は、診療支援棟増築や空調熱源の変更などにより発電能力が不足しており、機器更新と合わせて増強する。さらに、既存昇降機の建築基準法上の既存不適格を解消するための改修もしくは更新する。

### 病院建物概要

所在地 : 滋賀県長浜市大戌亥町313番地

敷地 : 近隣商業地域(80/300%) 57,566.42 m<sup>2</sup>

#### 本館(高層棟・低層棟)

竣工年 : 平成8年5月

構造・規模 : RC造一部SRC造7階建て 延べ床面積 32,836.90 m<sup>2</sup>

病床数 : 496床

#### 別館

竣工年 : 平成14年2月

構造・規模 : RC造3階建て 延べ床面積 8,212.46 m<sup>2</sup>

病床数 : 104床

#### 診療支援棟

竣工年 : 平成27年8月

構造・規模 : S造4階建て 延べ床面積 5,333.57 m<sup>2</sup>

病床数 : 6床(ICU)

## I、工事概要

### 1. 建築主体工事

#### 1-1 本館高層棟

##### a. 外装改修

- |      |                          |
|------|--------------------------|
| 屋上防水 | 改質アスファルト防水を冷熱アスファルト防水に改修 |
| 目地防水 | 外部建具、外壁目地、水切周りなどシーリング打替  |
| 外壁改修 | タイルの点検及び不良箇所の貼替          |

##### b. 病棟内装改修

- |      |                             |
|------|-----------------------------|
| 病棟コア | スタッフステーション廻りのレイアウト変更を含む内装改修 |
| 病室   | 便所改修を含む内装改修                 |
| 廊下等  | 内装改修                        |
| 2階諸室 | 3階病棟改修に伴う天井改修               |

##### c. 病棟共用部改修

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| ダイルーム | 喫煙室を事務室に改修                   |
| 通路    | エレベーターホール及び階段室、もしくは、廊下に建具を新設 |

##### d. 手術部門更衣室改修

- |                                |
|--------------------------------|
| 手術部門の患者・職員用の更衣室のレイアウト変更を含む内装改修 |
|--------------------------------|

#### 1-2 低層棟

##### a. 総合案内改修

- |             |
|-------------|
| 総合案内付近の内装改修 |
|-------------|

#### 1-3 サイン改修

##### a. 工事範囲のサイン改修

- |                          |
|--------------------------|
| 1-1 及び 1-2 の工事範囲内のサインを改修 |
| 病室名サインのみナースコール連動とするため別途  |

##### b. 案内サイン改修

- |                |
|----------------|
| 工事範囲外の案内サインの改修 |
|----------------|

## 2. 電気設備工事

### 1-1 本館高層棟

#### a. 病棟改修

1. 他設備や内装改修に伴う部分に設置する器具などの更新  
なお、照明器具はLED照明器具に更新
2. ナースコール設備改修  
別途工事とする。

#### b. 手術部門更衣室改修

レイアウト変更に伴う電気設備改修

#### c. 自家発電設備更新

現行の発電機容量1,000KVA+250KVAの2基を2,000KVA程度の1基に更新  
発電設備用燃料地下タンク(30,000L程度)を増設  
なお、停電を伴う工事時の仮設発電機の設置は別途とする。

### 1-2 低層棟

#### a. 総合案内改修

既存案内設備等の移設・更新

## 3. 機械設備工事

### 1-1 本館高層棟

#### a. 病棟改修

病室便所・洗面改修、病棟コアユーティリティ改修  
給排水配管設備改修

#### b. 手術部門更衣室改修

レイアウト変更に伴う機械設備改修

#### c. 蒸気配管改修

機械室及び屋外ピット内部の点検・不良部分改修

### 1-2 本館低層棟

#### a. 総合案内改修

待合床暖設備操作盤を移設

#### 4. 昇降機設備改修

診療支援棟増築の既存遡及による不適格部分の適法化改修を行うものとする。

寝台用 2 基、乗用 2 基、荷物用 1 基、人荷用 1 基

低層棟 乗用（油圧式） 1 基

別館 乗用（機械室レス） 1 基

寝台用（機械室レス） 1 基

人荷用（油圧式） 1 基

計 10 基の改修（油圧式は機械室レスに変更）

## II、工程計画

次の条件を考慮し、工程を立案し病院職員と協議し、計画すること。

- ・工期中は 2 階層 2 病棟（上下階）を休床することができる。
- ・病棟の改修工事完了（検査を含む）後、十日程度の患者や医療機器等の引越期間を確保すること。
- ・エレベーターは 1 基ごとの工程を独立して確保すること。ただし、本館高層棟、低層棟、別館ごとで施工できる。
- ・総合案内・手術部門は原則として、休日のみの施工とすること。

## III、設計業務

### 1、ヒアリング

院内で病棟改修計画について協議し、改修工事概要をまとめた「改修方針書」は示すこととするが、病棟コア部分や特有の機能室などは病院職員への個別ヒアリングを行うこと。また、ヒアリングの結果を取りまとめ報告すること。

### 2、現況調査

既存建物を十分に調査し、設計・施工に反映すること。

### 3、設計図

設計図は発注者と請負者が工事費を確定するための書面として作成すること。その体裁は改修前後を表わす意匠平面図、各種設備平面図を必須とし、そのほかの図面は書面によるものであれば良いものとする。また、工事費を確定する際には、見開き製本を 8 部製作し提出すること。

#### 4、コスト管理

施工方法や工程、建材のグレードなど、工事費を低減できるアイデアを設計に反映させ、また、既存利用可能部位や建材は保持又は再利用すること。

#### 5、メンテナンス、更新性への配慮

恒久的に必要な公共施設として、清掃・点検・修理などが不要や簡便であることと、機能維持や向上のための機器更新などが容易であるように考慮すること。

#### 6、院内事務所

設計期間中、院内の指定箇所を事務所として使用可能とする。

### IV、監理業務

適時、設計意図伝達業務を行うと共に、施工図・施工計画書・材料承諾等の、調整・承諾を行うこと。

### V、施工基準

次の図書に従い、施工すること。また、着工前に本工事の積算を行い、契約前に提示した工事費との差額により変更契約を行うこと。

#### 1、Ⅲ-3にて作成した設計図

#### 2、国土交通省官房官庁営繕部監修

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・建築工事監理指針・電気設備工事監理指針・機械設備工事監理指針

なお、「図示による」等の記述部分は協議による。

### VI、共通仮設工事

#### 1、工事用電力、用水

電力及び用水は無償で利用できるものとする。ただし、利用方法は病院職員の承諾をえるものとする。

#### 2、現場事務所

現場事務所は敷地内浄化槽の上部を利用できるものとする。また、現場事務所の電源と上水は無償で利用できる。ただし、利用方法は病院職員の承諾をえるものとする。また、病院職員を含めた工程会議等のスペース（他用途と兼用することを可とする）を確保すること。

### 3、駐車場

現場事務所用の駐車場として、浄化槽棟の北側に縦2列、横2列の4台分の未舗装の敷地及び診療支援棟北側に10台程度を無償で利用できるものとする。

作業員通勤車両などの駐車場は請負者にて院外にて確保すること。ただし、休日や夜間に関しては協議による。また、工事車両の駐車は施工計画書により駐車場所・期間を示し、病院スタッフの承諾をえるものとする。

### 4、院内休憩所

病棟の内部改修工事にて、作業エリア内に作業員の休憩室を設ける場合は、そのエリア内の便所や水周りの使用を可能とする。その場合は、清掃や消耗品等の管理を請負者が行うこと。

## VII、検査・引渡し

### 1、検査

契約約款に基づく支払いの検査は病院職員から契約担当者により選任された検査員（以降、検査員という）が行うものとし、検査員が指示する書類の準備や現地での性能試験等を行うこと。また、施工時の検査や立会いは病院職員から契約担当者を選任された監督員（以降、監督員という）が行うものとし、監督員が指示する書類の準備や現地での性能試験等を行うこと。

### 2、完成図書等

完成図、施工図などを請負者の責任において作成し、製本は各3部、データはDVDなどのメディアに記録し1部を提出すること。

### 3、引渡し

Ⅱの施工計画に基づき、完成した部分ごとに引渡しを行うこと。なお、引渡しは監督員の検査を受けて合格する必要がある。また、病棟の引渡しは病院職員への設備等の取扱説明を行うことを必須とする。

### 4、病棟引越しの対応

請負人は、引渡した病棟に病院職員が行う病棟（患者、医療機器など）の移動の際には、重要設備の工事に関係した技術者もしくはその設備に精通した者を召集し、不具合が起きた場合の対応を行えるようにすること。